

建築基準法第 48 条に基づく許可手続きの流れ

| | |
|---|--|
| 建築計画の検討 | 許可を申請する理由、周辺状況等の整理、建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等を踏まえ、計画してください。 |
| ↓ | |
| 事前相談書の提出 | 建築許認可事前相談票 (エクセル: 19KB) を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。 添付書類：理由書、許可事項に関する説明書（機械出力等）、 都市計画図（ i-マップ（外部サイト） でも可）、案内図、 周辺土地利用図・周辺建物概要図（敷地周囲 200m）、配置図、平面図、 立面図、現場写真、その他必要な書類 |
| ↓ | |
| 許認可準備会議 <原則毎週水曜午後> | 許可基準の適合状況や計画内容の確認をします。 会議結果は担当者から連絡します。 |
| ↓ | |
| 各課等調整 | 許認可準備会議での指摘事項等を踏まえ、関係各課との協議も含めて計画内容の調整をしてください。 地元住民等への説明及び結果報告も行ってください。 |
| ↓ | |
| 建築幹事会事前会議 （案件確定会議） <原則毎月第 4 水曜> | 翌月の建築幹事会に付議できるかを判断します。 事前に担当者と調整したうえで、建築幹事会用資料（ 「建築審査会・幹事会用資料の作成について」 参照）、 許可申請概要書 (エクセル: 18KB) をデータ提出してください。 |
| ↓ | |
| 建築幹事会 <原則月 1 回> | 開催日の 7 日前までに建築幹事会用図書、 許可申請概要書 (エクセル: 18KB) をデータ提出してください。 |
| ↓ | |
| 各課等調整 | 建築幹事会での指摘事項等に関して、関係部署と調整してください。 |
| ↓ | |
| 関係法令等の諸手続 | 許可申請までに以下の関連法令等の諸手続を済ませてください。 |
| ↓ | |
| 許可申請書の提出 | 公聴会開催の 2 か月前までに、以下の必要書類を A 4 判ファイルに綴じて、3 部（正・副・消防用）ご提出ください。申請時に手数料（180,000 円）が必要となります。 必要書類： 許可申請書 (ワード: 21KB) 、 許可申請概要書 (エクセル: 18KB) 、 関係法令等諸手続の写し、委任状、事前相談と同様の図書、 その他必要図書 |

↓ (次ページあり)

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>公聴会準備</p> | <p>公聴会開催に向けた準備として、担当者と調整のうえ、次の対応等を行って下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公告日より7日前までに</u>、公聴会用資料として30～40部を提出してください。 ・ <u>公告日より3日前までに</u>、申請地の2カ所以上に、A1版（タテ）以上の掲示スペース（立て看板等）を確保してください。 ・ 当日説明用として図面（配置図、平面図等）を拡大したもの（A0版程度）を適宜ご提出ください。 <p>【大まかな開催までの流れ（本市の対応）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公聴会開催公告（横浜市報掲載） ・ 公述人申込受付（公告日から概ね1週間） ・ 公述人及び参考人の選定 <p>【参考】</p> <p>建築基準法に基づく横浜市公聴会規則（外部サイト）</p> <p>建築基準法第48条の許可に係る横浜市公聴会開催要領（PDF：132KB）</p> |
| ↓ | |
| <p>公聴会</p> | <p>質疑対応等のため、申請者及び設計者等は出席ください。</p> |
| ↓ | |
| <p>公聴会意見調整</p> | <p>公聴会での意見を踏まえて、必要に応じて地元調整及びその報告をしてください。</p> |
| ↓ | |
| <p>建築審査会 <原則月1回></p> | <p>事前に担当者と調整したうえで、<u>建築審査会の7日前までに</u>建築審査会用図書（データ及び傍聴用A3判紙資料2部）を提出してください。</p> |
| ↓ | |
| <p>許可通知</p> | <p>事務処理（決裁、消防同意等）の後、許可通知書を交付します。 受取の際に、建築審査会用図書のデータを保存したCD-R等をご提出ください。</p> |
| ↓ | |
| <p>建築確認申請</p> | <p>許可通知書副本を添付して確認申請窓口に提出してください。 なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。</p> |
| ↓ | |
| <p>変更申請</p> | <p>変更（軽微と認められるものに限る）がある場合は、計画変更承認手続が必要となります。</p> |
| ↓ | |
| <p>工事完了</p> | <p>工事完了前に現地の確認をさせていただく場合があります。 （検査済証は建築確認検査担当窓口で交付となります。）</p> |